

# 令和6年度監査計画

## 第1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、富士市監査基準に基づいた監査を実施するものとする。

## 第2 実施方針

監査は、次の点に留意して実施するものとする。

- 1 監査の観点は、合規性及び正確性のみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査を行い、市の施策の推進及び事務改善に繋がるような指導又は助言を行う。
- 2 監査の方法は、誤り、不正、事故等が発生する可能性の高い事項を重点的かつ優先的に行うリスク・アプローチの手法を採用し、効果的かつ効率的な監査を実施する。
- 3 監査の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制に留意して行う。
- 4 監査の結果は、議会及び市長に報告するとともに、監査により行った処置の内容を職員に発信し、同様の指導を継続的又は全庁的に行うことのないよう、フォローアップにも努める。
- 5 市民の視点に立った監査を行い、監査の結果に関する報告及び意見は、市民にわかりやすい表現となるよう努める。

## 第3 重点監査項目

前年度の定期監査等の結果を基にリスク評価を行った結果、本年度は次の項目について重点的に監査を実施する。

なお、これらの項目は、定期監査及び決算審査を実施する際の共通の重点監査項目とする。

### ア 契約関係

- ・工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・随意契約において不適切なものはないか。
- ・契約手続・履行において不適切なものはないか。
- ・契約内容を見直す必要のあるものはないか。

### イ 収入関係

- ・収入手続において不適切なものはないか。
- ・算定誤りなどで過大・過少計上しているものはないか。

### ウ 支出関係

- ・予算執行は適切に行われているか。
- ・旅費等の支給手続は適切に行われているか。

- ・支払遅延が生じているものはないか。
- ・支払遅延を免れるために不適切な事務処理が行われていないか。
- ・過大計上しているものはないか。

エ その他

- ・委託、補助金等の執行において実績報告が適切に行われ、担当部署が履行内容や団体の繰越金等をしっかり確認しているか。
- ・現金の管理・取扱いに問題はないか。
- ・法令等に著しく抵触しているものはないか。
- ・不適切な事務手続が行われていないか。
- ・郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- ・内部統制は機能しているか。
- ・日付誤りや消せるボールペン使用など文書関係に不備はないか。

#### 第4 監査の実施計画

本年度は次の監査を実施することとする。

##### 1 定期監査（地方自治法第199条第4項）

###### (1) 実施方法

市の財務に関する事務の執行及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が適正かつ正確に行われているかを主眼として監査を実施する。また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかという観点からも監査を実施する。

全部局を対象に、2年に1回のローテーションで実施する。ただし、小・中学校は4年に1回とする。

本年度は以下を対象に実施する。

部等名		
市民部	福祉部	こども未来部
保健部	産業交流部	会計室
消防本部	教育委員会	議会事務局
選挙管理委員会事務局	農業委員会事務局	監査委員事務局

小学校
須津・東・吉永第一・吉永第二・原田・青葉台

中学校
吉原第二・吉原第三（吉原東を含む）・須津

###### (2) 実施時期（本監査）

11月及び2月

※必要に応じ、随時監査を実施する場合がある。

## 2 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

### (1) 実施方法

市の事務事業の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼として監査を実施する。また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、事務手続が適切かつ正確に行われているかという観点からも監査を実施する。

具体的には、全庁共通的な仕組みや事務手続に関するものから 1 つ選定し、実施する。具体的な監査対象については、別途通知する。

### (2) 実施時期（本監査）

11 月

※監査対象の内容により、実施時期を変更する場合がある。

## 3 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

### (1) 実施方法

市の出資団体、指定管理者及び補助金等を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。また、市の指導及び監督が適切に行われているかという観点からも監査を実施する。

市の出資団体及び指定管理者については、対象団体の中から 1 団体を選定するとともに、補助金等を与えている団体については、市の補助金額等が原則 100 万円以上の交付団体の中から 1 団体を抽出し、実施する。具体的な対象団体については、別途通知する。

### (2) 実施時期（本監査）

11 月（補助金等交付団体）、2 月（出資団体・指定管理者）

## 4 工事監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

### (1) 実施方法

市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかという観点から監査を実施する。

監査を実施するに当たっては、専門技術士に書類及び現地技術調査を委託する。

また、工事施工箇所を 1～2 か所抽出し、実施する。具体的な監査対象については、別途通知する。

### (2) 実施時期（本監査）

12 月（2 日間）

※工事の実施状況により、実施時期を変更する場合がある。

## 5 決算審査(地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項)

### (1) 実施方法

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを審査し、全部局を対象に、毎年度実施する。

### (2) 実施時期 (本審査)

7 月

## 6 基金運用状況審査 (地方自治法第 241 条第 5 項)

### (1) 実施方法

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

### (2) 実施時期 (本審査)

7 月

## 7 健全化判断比率及び資金不足比率の審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項)

### (1) 実施方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうかを審査する。

### (2) 実施時期 (本審査)

7 月

## 8 例月現金出納検査 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

### (1) 実施方法

毎月の現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。

### (2) 実施時期 (本検査)

毎月下旬。ただし、次月の上旬に行う場合がある。

## 第5 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものは、富士市監査基準に基づき、次の表にある4つの処置区分に分類し、各区分に応じた処置を求める。

また、過去の処置結果に対する是正、改善の状況は、事務局による監査の際に確認するなど、フォローアップを行う。

区分	内容	処置の内容
指摘	<p>次のいずれかに該当すると認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令等（条例、規則、要綱、要領、基準等を含む。）に明らかに違反し、市民及び市に著しい損害を与えるもの</li> <li>2 市民の信頼を失墜させるもの</li> <li>3 書類の隠蔽、改ざんその他の故意による違反行為又は重大な過失と認められるもの</li> <li>4 財務事務が著しく不適正で指摘すべきと認めるもの</li> </ol>	<p>具体的内容を報告書等に記載して市長等に提出するとともに、公表する。</p> <p>また、代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求める。</p>
注意	<p>次のいずれかに該当すると認められるもののうち、市民及び市に大きな損害又は影響を及ぼすもの若しくはその恐れのあるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入・支出の執行で不適切なもの</li> <li>2 契約行為で是正又は改善等を要するもの</li> <li>3 現金・預金の管理で不十分なもの</li> <li>4 事務手続で著しく不適切なもの</li> <li>5 経済性、効率性、有効性等に疑義があり、是正又は改善等を要するもの</li> <li>6 過去の監査等で注意、指導等した事項で改善の努力がなされていないもの</li> </ol>	<p>具体的内容を報告書等に記載して市長等に提出するとともに、公表する。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求めることができる。</p>
指導	<p>指摘事項又は注意事項に該当しない軽微なもので修正、改善等の指導を要するもの</p>	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で指導するとともに、是正を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めることができる。</p>

<p>検討・要望</p>	<p>改善の検討又は業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの</p>	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めることができる。</p>
--------------	-------------------------------------	---

※なお、上記の処置区分は、令和6年度の会計から適用し、令和5年度の会計には以下のとおり従来の処置区分を適用する。

区分	内容	処置の内容
<p>指摘</p>	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当し、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 明らかに違法又は不当なもの</li> <li>2 故意又は重大な過失によるもの</li> <li>3 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの</li> <li>4 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの</li> <li>5 前回の監査で指摘、指導した事項で改善の努力がなされていないもの</li> </ol>	<p>具体的内容を監査の結果報告に記載して市長等に提出するとともに、公表する。</p> <p>また、代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求める。</p>
<p>注意</p>	<p>是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの</p>	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で是正を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で是正・改善状況等について回答を求めることができる。</p>
<p>検討</p>	<p>指摘事項又は注意事項に該当しないが、改善の検討を要するもの</p>	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めることができる。</p>

<p>要望・ 意見</p>	<p>業務運営に当たっての留意や努力を 求めるもの</p>	<p>代表監査委員は、監査対象 機関の長等に対し、文書又は 口頭で要望する。 また、監査委員が必要と認 める場合、代表監査委員は監 査対象機関の長等に対し、文 書又は口頭で措置状況等 について回答を求めることが できる。</p>
-------------------	-----------------------------------	--

## 第6 監査実施場所

庁舎8階第2会議室を原則とするが、出先機関については現地で実施する場合がある。